

公文書管理の視点から見た日独戦史¹ 日本とドイツの公文書管理の状況

フランク・ケーザー

明治時代（1868年～）以前、及び1871年のドイツ帝国建国以前の日独間の関係を別にすれば、両国の国立公文書館は日独関係にとってとりわけ興味深いものである。ドイツ連邦共和国が16の連邦州から成る連邦国家であるのに対して、日本は47都道府県から成る単一国家である。都道府県は、東京の中央政府と最下位の行政単位である市町村の中間に位置する行政組織として機能している。この行政構造が日本の公文書管理事情にも反映されており、国立公文書館に加えて都道府県レベル及び市町村レベルの公文書館が存在する²。さらに、国立大学の文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所図書館、宮内公文書館、国文学研究資料館が、公文書館に含まれる。現在、日本には103の公文書館が存在する（2019年時点）。1869年に開設された宮内公文書館を除いて、日本の公文書館は全て戦後に設立された。国文学研究資料館は1951年、国立公文書館は1971年、外務省外交史料館は1971年に開設されている。防衛省防衛研究所図書館は2001年に「歴史的資料を特別に管理する施設」として政令指定された。東京都千代田区に位置し、1998年につくば分館を設置した国立公文書館は、日本政府の中央公文書館であり、明治（1868～1912年）、大正（1912～1926年）、昭和（1926～1989年）、平成（1989～2019年）、及び江戸時代（1600～1868年）末期の歴代政権の資料を保管している。これらの所蔵資料に加えて、国立公文書館は明治期の内閣文庫を引き継いで今も管理し、内閣、総務省、郵政省、法務省、財務省、国土交通省、防衛省、通商産業省、厚生省の最終的な文書管理所の役割を果たしている。現在、国立公文書館の書架は総延長72キロに及び、うち35

¹ 本研究は、2017～2018年に日本学術振興会による科研費の助成を受けた。同振興会及び東京大学で指導して下さった五百旗頭薫教授に感謝申し上げます。

² 以下は、国立公文書館（国立公文書館編、2017年）<www.archives.go.jp>; Zierer, Martin: Das Japanische Nationalarchiv. Eindrücke von einem Besuch im April 2007, in Der Archivar 3/2008, S. 298 f. からの引用である。

キロ分の書架が東京に、37キロ分の書架がつくばに置かれている。法的根拠(1987年の公文書館法及び1999年の国立公文書館法)に基づき、内閣府と国立公文書館の緊密な協議によって記録の評価が行われている。いわゆる移管計画によって、各省庁から国立公文書館への文書の移管が規制されている。建前上は、各省庁の保存期間の満了後に国立公文書館との協議を経ずして記録を廃棄することが可能であるため、内閣、特に内閣総理大臣がこの手続きにおいて重要な役割を果たしている。保管する価値がある記録には、国の政治行為に関する情報を提供する文書、国民の関心事となる法的文書、自然、環境、社会に関する文書、日本の歴史、文化、学術にとって重要な文書、及び最後に国家的事件に関する文書が含まれる。加えて、内閣は保管すべき重要な文書を指定することができる。保管資料は記録ごとに消毒され、索引作成とデータベースへの目録の登録を経て、デジタル化された上で、特別な法規制によって妨げられない限り1年以内に一般に公開される。常時22℃の温度、相対湿度55%で書庫に保管される。

国家レベルでは、ドイツには、連邦共和国及びその法的な前身の歴史的記録に責任を負う、いわゆるドイツ連邦公文書館(Bundesarchiv)がある³。国立公文書館である連邦公文書館に加えて、各連邦州とその地域的な前身となる機関の記録に責任を負う16の州公文書館又は地域公文書館が存在する。ドイツの連邦制度になじみがない日本人の歴史研究者にとっては、複雑な状況が生じている。ドイツの連邦制という統治方式の特徴が、公文書管理制度にも反映されているからである⁴。連邦共和国及びその法的な前身(ドイツ帝国)の記録を保管する中央機関としての連邦公文書館に加えて、外務省の最終的な文書管理場所としての機能を果たす、歴史ある記録所である外務省政治文書館、ドイツ連邦軍とその前身等の軍事記録及び軍に関わる記録の保管所である、フライブルク・イム・ブライスガウのドイツ連邦公文書館軍事文書館(BA-MA)が存在する。2か所の連邦公文書館(コブレンツ、ベルリンのリヒタフェルデ)に加えて、バイロイト(Lastenausgleichsarchiv)とフェーベリーナー・プラッツ(Filmarchiv)にも文書

³ Franz, Eckhart, Lux, Thomas: Einführung in die Archivkunde, Darmstadt 2018, p. 25.

⁴ 五百旗頭薫『ドイツ公文書館放浪記』(掲載誌「歴史学研究」2/2017, pp. 19-23)、五百旗頭薫『食欲の報い—ドイツ史料から見える条約改正史』(掲載誌「歴博」209, 7 (2018), pp. 2-5)。

館があることが、明らかに、日本人研究者によるドイツの公文書管理制度の理解を困難にしており、日独関係の資料をあたる際には、連邦公文書館だけではなく、連邦州の他の州公文書館も問題になってくる。

日本にはドイツと同じく、連邦政府（日本の場合は中央政府）の記録を保管する公文書館が存在する一方で、両国いずれも、外務省と国防省（防衛省）はそれぞれ独自の文書館を維持していると言っていることができる。純粋にその保管量だけを見ると、連邦公文書館の書架延長距離は、日本の国立公文書館の7.6倍、職員数は11.6倍となっている。

	書架延長距離(キロメートル)	職員数(人)
日本	72	188
ドイツ	488	2,100

公文書管理の歴史

日本とドイツは、文化財の保護に関する長い伝統を振り返ることができるが、この伝統には公文書管理をめぐる多様な環境が反映されている。どちらの国でも、文書館及び文化遺産機関に保管された文書記録は文字の誕生にまでさかのぼる。ドイツでは、フランス革命を機に行政記録と歴史的文書が次第に区別され始めたが⁵、日本では1945年以降まで両者は区別されていなかった。約100年間、日本の行政記録は政府当局が自ら記録局で管理していた。1956年以降ようやく公文書管理の必要性が認識され、これを受けて1971年に国立公文書館が設立された⁶。同年、外務省外交史料館が設置され、次いで1998年に新たな公文書館としてつくば分館が建設され、2001年には防衛省防衛研究所図書館が歴史的資料を管理する施設として政令で指定された。1999年は、日本の国立公文書館にとって重要な年である。この年まで国立公文書館は内閣総理大臣の管轄下に置かれており、同年に初めて法律によって独立した行政機関として認められたからだ。

⁵ Eckhart, Lux, p. 20.

⁶ 国立公文書館（国立公文書館編、2017年）p. 29; Zierer, p. 298.

さらに、1990年代にはデジタルアーカイブ化に向けた取組が開始され、2001年にアジア歴史資料センター（JACAR）というプラットフォームが公開された。このデジタルプラットフォームが開設された理由は、1995年の戦後50周年を記念して、村山首相（当時）が歴史資料をアジア近隣諸国にデジタル化して公開したいと考えたからである。だが、JACARで閲覧できる資料は「ポーンデジタル（最初からデジタル形式で作成された）資料」ではないため、歴史的文書をデジタル化する作業が現在も続けられている。2017年時点において、3,000万点以上の画像を含む210万件の記録をここで閲覧することができる。JACARの使命は、日本の歴史に関心を持つ全ての人が「いつでもどこでも無料で資料を検索し閲覧できるようにすること」であり、「利用者は、無料で画像の印刷やデータのダウンロードを行うことができる」⁷。

ドイツの連邦公文書館の起源は、その前身となる1919年のドイツ帝国公文書館に遡ることができる。連邦公文書館は1952年に設立され⁸、ドイツ帝国及び1411年まで遡るそれ以前の機関の記録を引き継いだ。日本はドイツより高度なデジタル化が進んでいるとみなせるが、両国共に公文書の保管に関する法律の制定は1987年に開始された。バーデン・ヴュルテンベルク州で1987年に連邦州として初めて公文書の保管に関する法律が制定され、日本でも同じ年に公文書館法が制定された。1988年連邦公文書館法（2017年に改正）により、ドイツでも国家レベルで公文書管理に関する法律が整備された⁹。

戦史という文脈

戦史に関わるものを含めて、1945年までの日独関係に関連した両国の多様な相互交流やその影響を示す幅広いテーマについては、日独両国において調査と研究が行われてきた。本稿では、これらのテーマを用いて研究の対象を広げ、公文書館の比較及びこれまで取り上げられてこなかったテーマに基づき、研究が

⁷ 国立公文書館（国立公文書館編、2017年）p. 25.

⁸ Eckhart, Lux, p. 29.

⁹ Eckhart, Lux, pp. 57-62; 国立公文書館（国立公文書館編、2017年）p. 29.

必要と思われる領域を詳しく説明する。

両国の戦史が共に発展することになる出発点は、1868年の近代国家としての大日本帝国及び1871年のドイツ帝国の誕生にあるが、相互の交流や影響を背景として、日独の歴史は比較され、両国併せて言及されることが多い。主に英米が与えた影響から、歴史研究者らは、日独両国を「後発国」と呼んできた。他方で、左派思想に影響を受けた歴史研究者らは、議会制民主主義社会への発展の過程における「ドイツ特有の道」(Sonderweg)を、この国の特徴とみなした。こうした判断は専ら、1930年代の両国の歴史、1940年のファシスト党が率いるイタリアとの同盟(三国同盟)、及び1945年の終戦とその後の占領期に関する知識に裏付けられて登場した、目的論的な視点を根拠としている。特に、日本陸軍、陸軍参謀本部、将校訓練及び軍トップの体制の近代化に関して、ドイツが日本陸軍参謀将校の助言役として果たした役割が、日独関係に影響を与えたと言われる。プロイセン・ドイツ式のモデルに基づき日本軍に導入された、帷幄上奏権(参謀本部と軍令部が皇帝に直接謁見する権限、ImmediatrechtまたはImmediatvortragsrecht)については、特筆する必要がある¹⁰。1885～1890年に、以下の人物が日本で軍事顧問を務めた。

- ヤコブ・メッケル (1842～1906年) : 1885～1888年
- ヘルマン・フォン・ブランケンブルク (1851～1922年) : 1886～1888年
- ハインリヒ・エミン・フォン・ヴィルデンブルッフ (1842～1893年) : 1888～1890年

文献によると、彼らの活動が日独間の「不運な親和力」(Verhängnisvolle Wahlverwandschaft)の起源とみなされている¹¹。この親和力が、両国の特別な親密さの基盤を形作り、他の要素と相まって、のちには日独軍事同盟を促すことになった。

¹⁰ Krebs, Gerhard: Japan und die Preussische Armee, in Japan und Preußen, ed. by Krebs, Gerhard (Monographien, hg. v. Deutschen Institut für Japanstudien, Bd. 32), München 2002, pp. 125-144.

¹¹ Martin, Bernd: Verhängnisvolle Wahlverwandschaft: Deutsche Einflüsse auf die Entstehung des modernen Japan, in Deutschland in Europa. Kontinuität und Bruch, ed. by Dülffer, J., Berlin 1990, p. 97.

1914年以前の時期に450人以上の日本人将校がドイツで訓練を受け、うち200人程が、のちに陸軍大将や海軍大将になった¹²。

1868～1914年にドイツで訓練を受けた日本人将校(人)	のちに陸軍大将または海軍大将になった者(人)
450	約200

ドイツ側に関しては、日露戦争以前に日本で訓練を受けたドイツ人将校はいなかった。1905年に日露戦争で日本が勝利とみなす結果が得られた後によく、ドイツは日本に将校を派遣しようと考えた。次のように、日本が派遣した将校の人数に比べて、ドイツが日本に派遣した人数は少なかった。

1905年以降に日本に派遣されたドイツ人将校(人)
17

日独両国の公文書館の所蔵資料の助けを借りて、現在ではこれらのデータを検証することができる。ドイツ側では、外務省政治文書館 (Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes – PAAA) 及びドイツ連邦公文書館軍事文書館 (Bundesarchiv-Militärarchiv – BA-MA) が該当する機関である¹³。

¹² Hartmann, Rudolf. Japanische Offiziere im Deutschen Kaiserreich 1870-1914, in *Japonica Humboldtiana* 11 (2007), pp. 93-158.

¹³ 数字は全て Hartmann, Rudolf, p. 157 に基づく。

PAAA(外務省政治文書館)	BA-MA(ドイツ連邦公文書館軍事文書館)
<p>日本の陸海軍事情 (Militär- und Marineangelegenheiten) 1882年11月～1920年3月 合計：25冊 書架延長約0.5メートルに相当。</p>	<p>II Militaria Generalia 120： 本軍の軍事・教育・訓練機関への日本人要員の入所、又は本軍及び帝国海軍の部隊での軍務の遂行若しくは情報入手の許可に関する資料。 第1巻：1906年1月～1911年6月 第2巻：1911年7月～1913年9月</p> <p>III Militaria Generalia 157： 大日本帝国皇族のドイツ海軍兵学校への入学 第1巻：1887年1月～1892年1月 第2巻：1892年5月～1896年1月</p> <p>IV Militaria 167： 日本人将校の派遣に関する資料、1887年1月～1892年1月 合計：5冊</p>

日本側については、ヤコブ・メッケルに関する所蔵資料が防衛省防衛研究所図書館に保管されているため、国立公文書館を通じてデジタル形式で閲覧することができる。「メッケル」という検索条件を JACAR に入力すれば、彼に言及した 32 件の資料にアクセスすることができる。

1914 年以前の時期については、ドイツの極東政策とそれが日本及び 1900～1901 年の「中国における植民地戦争」としての義和団の乱に与えた影響についても、研究対象となった¹⁴。

第一次世界大戦に関しては、1914 年 8～11 月の青島と租借地をめぐる軍事紛争（日独戦争）は、この戦争の結果として日本に移送され 1920 年まで収容所で過ごしたドイツ兵捕虜の待遇に比べれば、日独関係に軽微な役割しか果たさなかった。ドイツ兵捕虜に関する資料は、前述の諸機関及び日本の外務省外交史料館に分散している。

¹⁴ Wippich, Rolf-Harald: Japan und die deutsche Fernostpolitik 1894 – 1898. Vom Ausbruch d. Chines.-Japan. Krieges bis zur Besetzung d. Kiautschou-Bucht, Stuttgart 1987; Leutner, Mechthild, Mühlhahn, Klaus (eds.): Kolonialkrieg in China. Die Niederschlagung der Boxerbewegung 1900-1901, Berlin 2007.

PAAA (PAFO)
ドイツ連邦公文書館軍事文書館
防衛省防衛研究所図書館(日本)
外務省外交史料館(日本)

以下のように、検討可能な他の収集資料が日独両国に存在するものの、その性格から、公文書館の所蔵資料に含めることはできない。

German Institute for Japanese Studies (Tokyo)	ドイツ日本研究所
The Naruto German House, Japan	ドイツ館
German Historical Museum, Berlin	ドイツ歴史博物館

ここで、日本とドイツの公文書管理の体制的な状況を比較しておきたい。

両国共に、ここで言及した所蔵資料は公文書館に保管されている。すなわち、言及した公文書館は国によって管理されている。

現在、日本には 103 の公文書館が存在し、1869 年に設置された宮内公文書館を除いて、いずれも戦後に設置されたものである。

公文書館	数	設立年
国立公文書館	1	1971
宮内公文書館	1	1869
国文学研究資料館	1	1951
外務省外交史料館	1	1971
防衛省防衛研究所図書館	1	2001
都道府県立公文書館	40	1959～
市立公文書館	11	1977～2014
町村立公文書館	34	1967～2018
大学文書館	12	1963～2016
日本銀行金融研究所アーカイブ	1	1982
計	103	

1945 年に大戦が終結し、1952 年に連合国による占領が終了したことで、日本はそれまで各行政機関の記録局で保存されていた公文書を保管する必要性が生じた。そのために、戦後に公文書館が設立された。当初は都道府県レベルから始まり、1959 年に山口県が県立公文書館を設立した。国もこれに続き、1971 年に

国立公文書館と外務省外交史料館が設立された。国立公文書館の設置を受けて、外務省以外の全省庁の所蔵資料が移管された。外務省は今日に至るまで、省内に独自の史料館を保有している。防衛省は2001年に旧陸海軍の公文書が保管されていた防衛研究所戦史部史料庫（現・図書館）を政令により歴史的資料を管理する施設に指定した。国立公文書館のウェブサイトが、別々の場所に保管されている所蔵資料の横断検索に使用できる唯一の手段となっている。ここには前述のように、国の公文書館として連邦公文書館がある一方で、外務省は独自の公文書館を有し、国防省の記録は連邦公文書館軍事文書館に移管されているドイツの制度との間に類似性が見られる。

従って、日独共通の戦史に関わる所蔵資料は、以下の国レベルの公文書館に保管されている。

ドイツ	日本
PAAA	外務省外交史料館
連邦公文書館軍事文書館 (フライブルク・イム・ブライスガウ)	防衛省防衛研究所図書館
連邦公文書館 (リヒタフェルデ・ヴェスト)	国立公文書館

上述の機関は、出所の原則に従って保管された資料を所蔵している。これが、1914～1920年の日本におけるドイツ兵捕虜に関するいわゆるコレクションとの決定的な違いである。ドイツ日本研究所（東京）、ドイツ館（鳴門）、ドイツ歴史博物館（ベルリン）のコレクションは自然に増えたものではなく、収集者または収集機関の様々な視点に基づく選定の結果である。とはいえ、日独のこれらの機関は、文化財の評価、整理、分類、保存という文書管理業務を行っている。

いわゆるコレクションと公文書資料のもう一つの違いは、2種類の文化財に適用される法規制にある。日本とドイツでは、公文書には公文書管理法が適用されるのに対して、コレクションは、公文書館が保有するものでない限り法律が適用されない。ドイツで最初の公文書館法である1987年バーデン・ヴュルテンベルク州公文書管理法が制定されたのと同じ年に、日本にも公文書館法が制定され

た。日本では1971年ようやく国立公文書館が設立されたが、公文書館法の制定に関してドイツに後れを取ることはなかった。その結果として、1987年公文書館法が国内の公文書館の法的根拠となったおかげで、日本各地に多くの公文書館が設立された（1996年までに24施設）。2009年を起点として、二度目の公文書館設立の波を見ることがができる。その理由も法律によって説明することができる。2009年に「公文書の管理に関する法律」が制定されたのである（2016年までにさらに30の公文書館が設立された）。

1920年代から1933年までに、日独両国の陸軍同士の関係が果たした役割は小さなものにとどまった一方で、ドイツ海軍は日本に以下の練習艦を派遣した¹⁵。

ハンブルク（1926年）

エムデン（1927、1931年）、ベルリン（1928年）

ケルン（1933年）

1940年代に向けた進展に重点を置いた、1930年代の戦史及び政治、外交、文化的な関係については、これまでに十分な研究が行われてきたというのが、筆者の印象である。バルンド・マルティン、ゲルハルト・クレープス、テオ・ゾンマーに加えて、近年ではハンス＝ヨアヒム・ビーベル、更に直近ではダニエル・ヘディンガーが、この分野に携わる特筆すべき価値がある歴史研究者である¹⁶。

日独の軍事関係という文脈で、これまでほとんど研究が行われていないテーマは、1894～1895年の日清戦争及び1904～1905年の日露戦争におけるドイツの役割である。どちらの戦争でもドイツ軍監視団が現地にはいたが、筆者が知る限り、PAAA及び連邦公文書館軍事文書館の所蔵資料の分析はまだ行われていない。日清・日露戦争に関する両館の所蔵資料だけでも、ドイツに関連する記録は

¹⁵ Sander-Nagashima, Berthold: Die deutsch-japanischen Marinebeziehungen 1919 bis 1942, Hamburg 1998.

¹⁶ Sommer, Theo: Deutschland und Japan zwischen den Mächten. Eine Studie zur diplomatischen Vorgeschichte des Zweiten Weltkrieges, Tübingen 1962; Bieber, Hans-Joachim: SS und Samurai. Deutsch-Japanische Kulturbeziehungen 1933-1945 (Monographien, hg. v. Deutschen Institut für Japanstudien, Bd. 55), München 2014; Hedinger, Daniel: Die Achse. Berlin-Rom-Tokyo 1919-1946, München 2021.

100 冊以上、書架延長にして約 5 メートルに上る¹⁷。

外務省政治文書館(PAAA)
1 朝鮮半島をめぐる日清戦争： 期間：1894年7月23日～1916年9月 合計：64冊
2 日露戦争： 期間：1904年1月1日～1918年8月 合計：65冊
連邦公文書館軍事文書館(BA-MA)
Grosser Generalstab I. Abteilung, Acta betreffend Japan. Militär (参謀本部区分、日本軍関連資料)—日本に関する報告書 期間：1903年以降

結論

日独の戦史における関係性は、これまでに多くの形で研究されてきたが、本稿を通して、今でも研究が必要とされている分野を示すことができたなら幸いである。1894～1895年の日清戦争及び1904～1905年の日露戦争については、研究の余地があると考えられる。例えば、日本は、1895年のいわゆる三国干渉に報復するために、1914年にドイツ帝国に対して宣戦布告を行ったという通説が、今もまかり通っている。主にドイツが発端となった三国干渉によって、日本は領有する遼東半島の返還を迫られたのだ。だが、ドイツが将来の戦争に対して新たな洞察を得たのは、おそらく主として日露戦争を通じてであり、本稿で筆者が言及した資料中にその洞察を見いだせるのではないかと期待できる。

¹⁷ 数字は全て PAAA に基づく。